

古教総第236号
令和2年3月23日

保護者の皆様

古河市教育委員会教育長
(公印省略)

古河市立小中学校の再開について（通知）

平素より本市の教育活動と新型コロナウイルス感染拡大防止へのご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、市内小中学校につきましては感染拡大防止のため3月4日(水)～3月24日(火)を臨時休校としておりましたが、感染症のまん延を防止する取組や配慮をすることを前提に、下記のとおり学校を通常どおり再開いたします。

なお、今回の対応決定は令和2年3月23日時点のものであり、今後の感染状況や文部科学省、県教育委員会等の方針により随時変更もあり得ることをご承知おきください。

記

- 1 学校の再開日 令和2年4月6日(月)
※給食は小学1年生を除き、4月7日(火)から開始となります。
- 2 家庭での対応について
 - (1) ご家庭でも感染症対策に努めてください
 - ・咳エチケット、こまめな手洗い(帰宅後・食事前)
 - ・こまめな換気
 - ・人の集まる場所等への外出を避ける
 - (2) 児童生徒に風邪の症状(発熱、鼻水、咳、倦怠感等)がある場合は登校を控え、自宅で休養させてください。なお、自宅休養した場合の出欠の取り扱いについては、当面の間の対応といたしまして「校長が出席しなくても良いと認めた日」として、出席停止といたします。
 - (3) 令和2年3月4日以降、海外から帰国された方は、発熱症状がなくても、帰国日から14日間は学校に登校しないようにお願いします。併せて、「帰国者・接触者相談センター(古河保健所:TEL0280-32-3021)」にご連絡ください。

【問】古河市教育委員会 教育総務課 TEL22-5111 (内線2504)